

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第338号）

〔 産業廃棄物処理法違反に係る通報関係書類部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和3年3月30日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府泉州農と緑の総合事務所長）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表1-1及び別表1-2の「審査会の判断」欄に掲げる「非公開妥当」と判断した部分並びに別表3-1及び別表3-2の「審査会の判断」欄に掲げる「非公開妥当」と判断した部分を除いて公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年11月6日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」といい、別紙及び別表1から別表3-2において同じ。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、別紙の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載の第1の1から第3の5までについての行政文書公開請求を行った。
- 2 平成29年11月17日付けで、府農と緑の総合事務所長の職にある職員に権限を委任する規則（平成8年大阪府規則第26号）第18条第7号により大阪府知事から権限を委任された大阪府泉州農と緑の総合事務所長（以下「実施機関」という。）は、公開文書に第三者の情報が含まれていることから、当該第三者の意見を聴取する必要がある、公開非公開の判断に日数を要すること及び対象行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するためとして、条例第14条第2項の規定により、公開決定等を行う期限を延長し、延長後の期限を同年12月5日とする決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成29年11月22日付けで、実施機関は、前記1の請求のうち、別紙の第2の1から第2の4まで及び第3の1から第3の5まで（以下「本件請求」という。）に対応する本件行政文書の中に第三者である8者に関する情報が記録されていることが判明したことから、条例第17条第1項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与するため、これらの者に意見書提出依頼書を送付した。
第三者8者のうち5者から実施機関に対し、公開することについて全部又は一部反対する旨の意見書が提出され、残り3者からは意見がなかった。ただし、当該意見の有無に関する事実関係については、後記第六3（5）のとおりである。
- 4 平成29年12月5日付けで、実施機関は、本件請求について条例第13条第1項の規定により、別紙の「公開しないことと決定した部分」欄に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、別紙の「公開しない理由」欄記載のとおり

り理由を付して、審査請求人に通知した。

- 5 平成30年3月4日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、上級行政庁である諮問実施機関に対して、本件審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定である部分公開を取り消し、必要な情報を開示せよ。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 審査請求の理由

本件決定にて開示された情報には、開示すべき情報が含まれているので異議を申立を行う。

(2) 教示の有無及びその内容

「この決定に不服のあるときは、次の通り審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。」「(1) この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行審法第5条の規定により大阪府知事に審査請求をすることができます。」との誤った教示があったが、その訂正も救済も審査請求人は受けられていない。

2 平成30年5月7日付け反論書における主張

実施機関が同年3月28日付けでした弁明に対して、次のとおり反論する。

(1) 反論の趣旨

ア 本件決定の取消しを求める。

イ 本件決定には重大明白な瑕疵があり、取消しを免れない。

(2) 重大な事実誤認の違法等

ア 法令解釈の誤り（その1）

実施機関は、情報公開の不開示理由に「条例第8条第1項第1号に該当する。」とする。しかし、同条項同号は、「公開しないことができる」行政文書ではあるが、「公開してはならない」文章ではない。審査請求人が求めている情報は、元々「府民の情報」であるから、「当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」には該当しない。

審査請求人が求めている情報は、例外公開情報に該当し、速やかに公開されるべきところ、実施機関は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の趣旨を無視し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条、第32条、第33条、大阪府職員基本条例（平成24年3月28日大阪府条例第86号）第23条に違反する。実施機関による本件決定は、明らかに違法であるから取消しを免れない。

条例第8条第1項第1号（略）

イ 法令解釈の誤り（その2）

実施機関は、条例第8条第1項第4号にも該当する云々とする。しかし、前記のように、審査請求人が求めている情報は、元々「府民の情報」であるから、同条項同号のいう「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」には該当しない。

情報を公にすることにより、どのような「事務の目的が達成できなく」なるのか、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」のか不明であり、審査請求人は、明確かつ合理的な説明を求めるものである。

審査請求人が求めている情報は、例外公開情報に該当し、速やかに公開されなければならない。そもそも、大阪府は、本件決定に限らず、行政手続法・地方自治法・地方公務員法・大阪府職員基本条例・大阪府行政手続条例等に基づいた適正な「処分」を行わず、(当然、審査請求人を含む)府民に対して、親切丁寧な対応をしていなかった。大阪府政のあらゆる場面において、府民の理解が得られているとは言い難い。しかも、実施機関の不親切・不誠実・不明瞭・不平等な「不開示処分」は、全く以て理解不能である。

実施機関による本件決定は、明らかに違法であるから取消しを免れない。

条例第8条第1項第4号(略)

ウ 法令解釈の誤り(その3)

実施機関は本件情報公開請求に対し、条例第9条第1号に該当する云々とする。しかし、前記のように、審査請求人が求めている情報は、元々「府民の情報」であり、必ずしも同条項同号のいう「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」や「法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報」に該当するか否かさえ客観的にも全く不明である。

本件請求の内容が、客観的に同条項同号に該当しているものであるという明確かつ合理的な説明すら無く、それによる理由は認められず、実施機関による本件決定は、明らかに違法であるから取消しを免れない。

条例第9条(略)

エ 結論

(ア) 以上のように、実施機関は、一見もっともらしく条例を並べ立ててはいるが、明らかに違法であり、その違法な判断は、情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)第5条、憲法第21条第2項に反する。本件決定には、重大明白な事実誤認の違法等があり、さらに理由不備と説明義務違反までであるから、重大明白な瑕疵があると言わざるを得ず、その取消しを免れない。

(イ) もし、本件公開がされない場合には、違法な判断を行った経緯を情報公開請求し、さらに審査請求、住民監査請求の上、法的措置を取らざるを得ないことを予め付言してお

くものである。

(ウ) 審査請求にあたり、審査請求人は、追加証拠を提出予定でもあるため、意見陳述の機会を強く求める。万一、意見陳述の機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。

3 平成30年10月31日付け反論書における主張

同年8月30日付け理由説明に対して、次のとおり反論する。

(1) 反論の趣旨

- ア 本件決定の取消しを求める。
- イ 本件決定には重大明白な瑕疵があり、取消しを免れない。
- ウ 法の解釈に誤りがあり、理由が不明である。

(2) 経過について

本件経緯については、審査請求人、処分庁の主張に争いが無いものであるから概ね双方の記載通りと認める。

(3) 重大な事実誤認の違法等

ア 法令解釈の誤り（その1）

まず、情報公開審査会では、開示する努力義務が存在することの検討がなされていない。前提として、条例附則及び第1条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条、憲法第13条等の主旨は、基本的に「全部開示」が原則である。

但し、「正当な利益を害する」云々の場合は、「公開しないことができる」訳である。処分庁は「第三者8名に対して意見書の提出依頼を」し、その内「5名から実施機関に対し、本件行政文書の一部について反対する旨の意見書の提出が」あった。とする。

まず8名中5名ではなく1件に対し、それぞれ5名が反対、3名が容認である。とすると3名は容認しているのであるから、この3名の部分に関しては開示されるのが当然である。

条例第8条第1項第1号（略）

イ 法令解釈の誤り（その2）

審査請求人が求めている情報は、元々「府民の情報」であるから、同条項同号のいう「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」には該当しない。

情報を公にすることにより、どのような「事務の目的が達成できなく」なるのか、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」のか不明であり、審査請求人は、明確かつ合理的な説明を求めるものである。

審査請求人が求めている情報は、例外公開情報に該当し、速やかに公開されなければならない。そもそも、大阪府は、本件決定に限らず、行政手続法・地方自治法・地方公務員法・大阪府職員基本条例・大阪府行政手続条例等に基づいた適正な「処分」を行わず、（当然、審査請求人を含む。）府民に対して、親切丁寧な対応をしていなかった。大阪府政のあらゆる場面において、府民の理解が得られているとは言い難い。しかも、処分庁の不親

切・不誠実・不明瞭・不平等な「不開示処分」は、全く以て理解不能である。

処分庁による本件決定は、明らかに違法であるから取消しを免れない。

条例第8条第1項第4号（略）

ウ 法令解釈の誤り（その3）

本件請求の内容を条例（第8条）に基づき検討すると、「正当な利益」ではなく、公開されると不正な事実が明らかとなる内容である。すると、第8条の適用が除外されていることから公開されてしかるべきものであることが明らかである。

処分庁は、土中に産業廃棄物が埋設されていることの発覚を恐れ、明らかに違法な処分をしたわけであるから取消しを免れない。

エ 結論

（ア）以上のように、審査会は外形的には一見もっともらしい諮問を行ったかのように理由を並べ立ててはいるが、明らかに違法であり、その違法な判断は、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）第5条、憲法第21条第2項に反する。本件決定には、重大明白な事実誤認の違法等があり、さらに理由不備と説明義務違反までであるから、重大明白な瑕疵があると言わざるを得ず、その取消しを免れない。

（イ）もし、本件公開がされない場合には、違法な判断を行った経緯を情報公開請求し、さらに審査請求、住民監査請求の上、法的措置を取らざるを得ないことを予め付言しておくものである。

（ウ）審査請求にあたり、審査請求人は、追加証拠を提出予定でもあるため、意見陳述の機会を強く求める。万一、意見陳述の機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。と求めているが、意見陳述の機会が与えられないばかりか、その決定すら無い不平等、不公平、不親切、不躰な無視行為に税金が投与されていることに憤りを隠すことはできない。

第五 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

（1）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（2）本件の経過

ア 平成29年11月5日、条例第6条の規定により、実施機関に対し、本件請求が行われた。

イ 平成29年11月22日、実施機関は、本件行政文書には以下の事業者に対して第三者に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、第三者に対して、意見書の提出依頼書を8名へ送付した。

ウ 第三者から実施機関に対し、本件行政文書の一部について公開に反対する旨の意見書の提出があり、その意見の主な内容、公開に反対する理由は弁明書の別紙1（以下「弁明書別紙1」という。）のとおりである。

エ 平成29年12月5日、実施機関は条例第13条第1項の規定により、審査請求人に対して、

本件決定に係る部分公開決定通知書を通知した。

同月6日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書として、(ア)の行政文書を特定の上、(イ)の部分を除いて公開すると本件決定を行い、審査請求人に通知するとともに、条例第17条第3項の規定により、本件決定をした理由を(ウ)のとおり付して第三者に通知した。

(ア) 本件行政文書の名称

弁明書の別紙2(以下「弁明書別紙2」という。)欄に記載のとおり

(イ) 本件行政文書に記録されている情報のうち非公開とした部分

- ・ 法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地、電話番号、事業に係る内容、契約に係る詳細情報、経営状況、印影、メールアドレス、法人を特定し得る情報
- ・ 関係者に対する任意の事情聴取内容、府の調査における協力機関の情報
- ・ 個人の氏名、住所、電話番号、肖像、行動の記録、思想・信条、個人を特定し得る情報

(ウ) 本件決定をした理由

- ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、法人の名称、所在地等が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- ・ 条例第8条第1項第4号に該当する。

本件行政文書の(非公開部分)には、関係者に対する任意の事情聴取の結果、府の調査における協力機関の情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなり、事実の確認が困難になることや、必要な情報の取得に影響が生じるなど、同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- ・ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、個人の住所、氏名、電話番号等が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

オ 平成30年3月4日付けで審査請求人は、本件決定を不服として、行審法第2条の規定により本件審査請求を行った。

(3) 本件審査請求の内容

部分公開を取り消し、必要な情報を開示せよ。

(4) 弁明の理由

- ・ 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、法人の名称、所在地等が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- ・ 条例第8条第1項第4号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、関係者に対する任意の事情聴取の結果や府の調査における協力機関の情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種

の調査において情報提供者等の関係者からの協力が得られにくくなることや、事業者があらかじめ照会先を想定して違反行為を行った結果、事実の確認が困難になることや、必要な情報の取得に影響が生じるなど、同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- ・ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、個人の住所、氏名、電話番号等が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

上記、（1）から（4）により、本件行政文書（非公開部分）については、非公開とすることが妥当なものである。

（5）その他

教示誤りについて

上記第四の1（2）の「教示の有無及びその内容」とおり、教示誤りがあったが、すでに審査請求があったことから審査請求人に不利益が生じていない。今後注意する。

2 弁明書別紙1

請求第1166号 第三者照会リスト

請求1166号の第三者照会に関しては、以下の条件のいずれかに合致する者を、第三者照会の対象者とした。

- ・ 呼出し要請に応じ、直接話を聞き、その記録が記載されている第三者。
- ・ 電話により直接やり取りを行い、その記録が記載されている第三者。
- ・ 文書による申立書及び報告書を提出した第三者。

上記条件に合致する以下8名に対して、第三者照会を実施した。

5名から意見書の提出があり、うち5名全員が公開に反対であった。反対意見の概要は下記表のとおり。

番号	意見書の提出	公開に対する意見
①	有り	公開に反対 反対部分：動産情報、個人情報、私有財産の情報等
②	有り	公開に反対 反対部分：全ての文書
③	有り	公開に反対 反対部分：公開に納得できないとのこと（具体的な反対部分の記載なし）
④	有り	公開に反対 反対部分：個人情報、思想信条、財産を推認し得る情報
⑤	無し (電話での問い合わせあり)	無し

⑥	有り	公開に反対 反対部分：個人情報（個人情報を保護しての公開を希望する）
⑦	無し (電話での問い合わせあり)	
⑧	無し (電話での問い合わせあり)	個人及び法人の情報が保護されるような公開であれば反対しない。

3 弁明書別紙 2

項目	文書名	枚数	交付枚数	非公開とした部分	根拠条文	第三者照会
1	簿冊内文書一覧（平成 15 年度）	80		該当なし		無
2	簿冊内文書一覧（平成 16 年度）	69		該当なし		無
3	簿冊内文書一覧（平成 17 年度）	45		・法人の名称、事業を営む個人の名称 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
4	簿冊内文書一覧（平成 18 年度）	63		・法人の名称、事業を営む個人の名称 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
5	簿冊内文書一覧（平成 19 年度）	255		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
6	簿冊内文書一覧（平成 20 年度）	240		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、事業者を特定し得る地名 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
7	簿冊内文書一覧（平成 21 年度）	188		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
8	簿冊内文書一覧（平成 22 年度）	208		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
9	簿冊内文書一覧（平成 23 年度）	186		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
10	簿冊内文書一覧（平成 24 年度）	368		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、照会に対する回答元 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
11	簿冊内文書一覧（平成 25 年度）	421		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、事業者を特定し得る地名・名称 ・照会先 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
12	簿冊内文書一覧（平成 26 年度）	642		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報 ・照会先 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
13	簿冊内文書一覧（平成 27 年度）	598		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、事業者を特定しうる地名、ナンバープレート表示名 ・照会先、照会内容 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
14	簿冊内文書一覧（平成 28 年度）	605		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、施設名称、ナンバープレート表示名 ・照会先、照会内容 ・個人の氏名、事案地名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
15	簿冊内文書一覧（平成 29 年度）	354		・法人の名称、事業を営む個人の名称、事業に関する情報、施設名称 ・照会先 ・個人の氏名、事案地名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
16	簿冊内文書一覧【環境指導課対応分】（平成 27 年度）	1		・法人の名称	8-1-1	無
17	簿冊内文書一覧【環境指導課対応分】（平成 28 年度）	2		・法人の名称	8-1-1	無
18	簿冊内文書一覧【環境指導課対応分】（平成 29 年度）	2		・法人の名称	8-1-1	無
19	立入検査等の記録（平成 28 年 2 月 2 日供覧）	2		・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果（平成 28 年 1 月 7 日対応分）	1		・法人の名称、代表者の名称、所在地	8-1-1	無
	公益通報（平成 28 年 1 月 7 日受領）	40		・法人の名称、代表者の氏名、所在地、許可に関する情報（法人を特定し得る） ・個人の氏名、住所、電話番号、個人の肖像	8-1-1 9-1	無
20	立入検査等の記録（平成 28 年 2 月 2 日供覧）	2		・法人の名称	8-1-1	無

20	立入検査結果(平成28年1月14日対応分)	1	・法人の名称、所在地 ・個人の氏名、思想、信条	8-1-1 9-1	無
	現場地図	1	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	写真資料(平成28年1月14日撮影分)	8	・法人の名称、所在地 ・個人の氏名、所在地(通報者に係る情報)	8-1-1 9-1	無
21	立入検査等の記録(平成28年2月2日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年1月14日対応分)	1	・法人の名称、所在地 ・個人の氏名、行動の記録、思想・信条(通報者を推測できる情報)	8-1-1 9-1	無
22	立入検査等の記録(平成28年1月18日起家)	2	・法人の名称 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	無
	18条報告徴収文書(案)	4	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	報告書(鑑文)<例示>	1	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
23	立入検査等の記録(平成28年2月2日供覧)	2	・法人の名称 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
	立入検査結果(平成28年1月22日対応分)	2	・法人の名称、所在地 ・任意の供述内容(事業の経緯、投資金額、回収金額、訴訟の状況等) ・個人の氏名、行動の記録、思想・信条(通報者を推測できる情報)	8-1-1 8-1-4 9-1	有①
	18条報告徴収書(平成28年1月22日交付)	4	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	報告書	1	・所在地	8-1-1	無
	写真資料(平成28年1月22日交付)	4	無		
	名刺(平成28年1月22日受領)	1	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号、メールアドレス	8-1-1	無
24	立入検査等の記録(平成28年2月2日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年1月28日対応分)	2	・法人の名称 ・個人の氏名、行動の記録、思想・信条、電話番号(通報者を推測できる情報)	8-1-1 9-1	無
25	立入検査等の記録(平成28年2月2日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年1月29日対応分)	2	・法人の名称 ・個人の氏名、行動の記録、思想・信条、電話番号	8-1-1 9-1	無
26	立入検査等の記録(平成28年3月4日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年2月19日対応分)	1	・法人の名称、名称を推測できる情報、代表者の氏名、所在地、電話番号	8-1-1	有①
	18条報告書(平成28年2月19日受領)	26	・法人の名称、名称を推測できる情報、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地に関する情報、電話番号、事業に係る金額、契約に関する詳細情報、印影 ・任意の供述内容 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 8-1-4 9-1	有①
27	立入検査等の記録(平成28年3月4日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年2月24日対応分)	3	・法人の名称、代表者の氏名、所在地 ・任意の供述内容 ・個人の氏名、思想・信条	8-1-1 8-1-4 9-1	有④
28	立入検査等の記録(平成28年3月4日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年2月25日対応分)	2	・法人の名称、名称を特定し得る情報、所在地 ・任意の供述内容 ・個人の氏名、個人を特定し得る情報、思想・信条	8-1-1 8-1-4 9-1	有②
29	立入検査等の記録(平成28年3月31日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年3月2日対応分)	2	・法人の名称、名称を特定し得る情報、所在地 ・任意の供述内容 ・個人の氏名、思想・信条	8-1-1 8-1-4 9-1	有②
	指導書(平成28年3月2日交付)	1	・法人の名称、所在地、電話番号 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	有②
	18条報告徴収書(平成28年3月2日交付)	2	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	18条報告徴収報告書(平成28年3月2日提出日付なし)	2	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	鑑文<例示>	1	・所在地	8-1-1	無
	写真資料(平成28年1月22日交付)	4	無		
	写真資料(平成28年3月2日交付)	2	無		無
30	立入検査等の記録(平成28年2月26日起家)	2	・法人の名称、名称を特定し得る情報、所在地 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
	18条報告徴収書(案)	4	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	報告書(鑑文)<例示>	1	・所在地	8-1-1	無
	公益通報(平成28年1月7日受領)	11	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、許可に関する情報(法人を特定し得る) ・個人の氏名、住所、電話番号	8-1-1 9-1	無
	18条報告書	13	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、法人を特定し得る情報、印影 ・契約内容、契約金額 ・個人の氏名、指導、信条 ※添付資料である、公益通報(平成28年1月7日受領)及び18条報告書(平成28年2月19日受領)についてはマスキング箇所は前述の通り。	8-1-1 8-1-4 9-1	無
31	立入検査等の記録(平成28年3月31日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無

31	立入検査結果(平成28年3月30日対応分)	3	・法人の名称、代表者の氏名、所在地に関する情報、経営状況、 ・任意の供述内容 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 8-1-4 9-1	有⑤
	写真資料(平成28年3月30日撮影)	3	・法人の名称、法人の所在地に関する情報	8-1-1	有⑤
	指導書(平成28年3月30日交付)	1	・法人の名称、所在地に関する情報、代表者の氏名、電話番号	8-1-1	有⑤
32	立入検査等の記録(平成28年5月10日供覧)	2	・法人の名称、代表者の氏名	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年4月4日対応分)	1	・法人の名称、代表者の氏名、所在地 ・個人の氏名、個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有②
	18条報告書例文(平成28年4月4日作成)	3	・法人の名称、従業員の氏名、所在地 ・個人の氏名、電話番号、個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	無
33	立入検査等の記録(平成28年5月10日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年4月11日対応分)	1	・法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地、電話番号	8-1-1	有②
	18条報告書(平成28年4月11日受領)	6	・法人の名称、従業員の氏名、所在地に関する情報、電話番号、印影 ・個人の氏名、電話番号、個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有②
34	立入検査等の記録(平成28年5月11日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年4月18日対応分)	1	・法人の名称、従業員の氏名、所在地に関する情報	8-1-1	無
	写真資料(平成28年4月18日撮影)	2	・法人の名称、所在地に関する情報	8-1-1	無
35	立入検査等の記録(平成28年5月11日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年4月19日対応分)	2	・法人の名称、従業員の氏名、所在地に関する情報 ・任意の供述内容 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	有②
36	立入検査等の記録(平成28年5月23日供覧)	2	・法人の名称 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
	立入検査結果(平成28年4月27日対応分)	2	・法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有②③
	申立書(平成28年4月27日受領)	2	・法人の名称、従業員の氏名、所在地 ・個人の氏名、住所	8-1-1 9-1	有②③
	指導書(平成28年4月27日交付)	1	・法人の名称、従業員の氏名、所在地、電話番号	8-1-1	有②
37	立入検査等の記録(平成28年5月23日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年5月13日対応分)	1	・法人の名称、代表者の氏名、所在地	8-1-1	有①
	申立書(平成28年5月13日受領)	1	・法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有①
	指導書(平成28年5月13日交付)	1	・法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地、電話番号	8-1-1	有①
38	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年5月17日対応分)	2	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号、法人を特定し得る情報 ・任意の供述	8-1-1 8-1-4	有⑥
	指導書(平成28年5月17日交付)	1	・法人の名称、所在地に関する情報、代表者の氏名、電話番号	8-1-1	有⑥
39	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年5月19日対応分)	2	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	有⑧
	指導書(平成28年5月19日交付)	1	・法人の名称、所在地に関する情報、代表者の氏名、電話番号	8-1-1	有⑧
40	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年5月26日対応分)	1	・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	現場写真(平成28年5月26日撮影)	3	・法人の名称	8-1-1	無
41	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年5月31日対応分)	2	・法人の名称、所在地、代表者の氏名、法人を特定し得る情報 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有①②
42	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年6月1日対応分)	2	・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	無
	現場写真(平成28年6月1日提供)	6	・法人の名称 ・個人の肖像	8-1-1 9-1	無
43	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年6月6日対応分)	1	・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	有①
44	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2	・法人の名称	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年6月9日対応分)	1	・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	有①

45	立入検査等の記録(平成28年7月15日供覧)	2		・法人の名称、代表者の氏名	8-1-1	無
	立入検査結果(平成28年6月10日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	無
	現場写真(平成28年6月10日提供)	1		・法人の名称、代表者の氏名	8-1-1	有①
46	立入検査結果(平成28年7月5日対応分)	2		・法人の名称、所在地、代表者の氏名、法人を特定し得る情報 ・任意の供述内容 ・個人の電話番号	8-1-1 8-1-4 9-1	有⑦
47	立入検査結果(平成28年7月6日対応分)	1	1	・法人の名称、所在地等	8-1-1	無
48	立入検査結果(平成28年7月15日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	無
	回答文書(平成28年7月15日交付)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	無
49	立入検査結果(平成28年7月20日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・個人を特定し得る任意の聴取内容 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	無
50	立入検査結果(平成28年7月20日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・任意の供述内容 ・個人の名称、個人を特定し得る情報	8-1-1 8-1-4 9-1	無
51	立入検査結果(平成28年7月26日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	無
52	立入検査結果(平成28年8月3日対応分)	2	2	・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・法人を特定し得る情報、個人を特定し得る情報	8-1-1 9-1	有②
53	立入検査結果(平成28年8月5日対応分)	1		・法人の名称、所在地	8-1-1	無
	提供資料(平成28年8月5日提供)	4		・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・個人の名称、電話番号	8-1-1 9-1	有①②⑤
	依頼文(平成28年8月5日受領)	1		・所在地	8-1-1	無
54	立入検査結果(平成28年10月18日対応分)	1	1	・法人の名称、所在地、代表者の氏名、法人を特定し得る情報	8-1-1	有②
	申立書(平成28年10月18日受領)	1		・所在地 ・個人の氏名、住所	8-1-1 9-1	有②
55	立入検査結果(平成29年1月24日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名、法人を特定し得る情報 ・任意の供述内容 ・個人の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	有⑥
	連絡書(平成29年1月24日交付)	1		・事業を行う個人の名称、代表者の氏名、所在地、電話番号	8-1-1	有⑥
56	立入検査結果(平成29年1月26日対応分)	2		・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・任意の供述内容 ・個人を特定し得る情報	8-1-1 8-1-4 9-1	有③
	申立書(平成29年1月26日受領)	2		・所在地 ・個人の名称、住所	8-1-1 9-1	有③
	指導書(平成29年1月26日交付)	1		・所在地 ・個人の名称、電話番号	8-1-1 9-1	有③
57	立入検査結果(平成29年2月6日対応分)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名	8-1-1	有⑧
	連絡書(平成29年2月6日交付)	1		・法人の名称、所在地、代表者の氏名、電話番号	8-1-1	有⑧
58	立入検査結果(平成29年2月28日対応分)	1	1	・法人の名称、所在地、法人を特定し得る情報	8-1-1	無
59	立入検査結果(平成29年3月1日対応分)	1		・法人の名称、所在地、従業員の氏名、法人を特定し得る情報	8-1-1	有①
	提供資料(平成29年3月2日受領)	4		・法人の名称、代表者の氏名、所在地、法人を特定し得る情報 ・契約内容、見積書、計画図 ・個人の氏名、住所、電話番号	8-1-1 8-1-4 9-1	有①⑦
60	立入検査結果(平成29年3月22日対応分)	1	1	・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・個人の氏名、個人を特定し得る情報、個人の氏名	8-1-1 9-1	無
61	立入検査結果(平成29年3月23日対応分)	2	2	・法人の名称、所在地、法人を特定し得る情報 ・任意の供述内容 ・従業員の氏名	8-1-1 8-1-4 9-1	有①⑦
62	立入検査結果(平成29年3月29日対応分)	1	1	・法人の名称、代表者の氏名、所在地、法人を特定し得る情報 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	有⑦
	連絡書(平成29年3月29日交付)	1		・法人の名称、所在地 ・個人の氏名、電話番号	8-1-1 9-1	有⑦
63	立入検査結果(平成29年3月30日対応分)	1	1	・法人の名称、所在地、従業員の氏名、	8-1-1	有⑦
	現場写真(平成29年3月30日交付)	2	2	・法人の名称、個人の氏名	8-1-1	有⑦
64	府民通報に対する回答(平成28年7月7日起案)	2		・法人の名称、代表者の氏名 ・個人の氏名	8-1-1 9-1	無
	報告書(案)	1		・法人の名称、個人の氏名、所在地	8-1-1	無
	参考資料	54		・法人の名称、代表者の氏名、所在地、法人を特定し得る情報 ・契約書、金額等 ・個人の氏名、住所、電話番号、個人の肖像、個人を特定し得る情報	8-1-1 8-1-4 9-1	無
65	資料提供依頼に対する回答(平成28年8月8日起案)	2		無		
	提供文書	4		・法人の名称、所在地、代表者の氏名 ・個人の名称、電話番号	8-1-1 9-1	無

65	依頼文（平成28年8月5日受領）	1		・所在地	8-1-1	無
	合計	4689	12			

4 理由説明書における主張

(1) 本件決定について、諮問実施機関の考え方は以下のとおりである。

ア 意見の趣旨

本件決定は、妥当であると考える。

イ 本件決定に対する意見

本件決定により非公開とされた文書について、弁明書別紙2における1から18は、以下「簿冊内文書一覧等」とし、同19から65は、以下「立入検査結果等」という。

(ア) 条例第8条第1項第1号について

a 条例第8条第1項第1号は、

(a) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

(b) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する情報が記録された行政文書については、公開しないことができると規定している。

b a (a) の要件について

本件行政文書のうち、法人の名称、所在地等については、この要件に該当する。

c a (b) の要件について

次に、bのうち本件行政文書に記載されている情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるかについて、検討する。

条例の解釈運用基準によれば、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいうとされている。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうとされている。

立入検査結果等については、違法行為をした可能性がある法人の名称等が含まれており、違法行為であることが最終的に立証できなかった場合に、これらの情報の公開が当該法人の名誉侵害、社会的評価の低下につながることから、a (b) の要件に該当するため、非公開としたことは妥当であると考える。

(イ) 条例第8条第1項第4号について

a 条例第8条第1項第4号は、

(a) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

(b) 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又は

これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報が記録された行政文書については、公開しないことができると規定している。

b a (a) の要件について

簿冊内文書一覧等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といい、別表2において同じ。）第23条の5の規定による照会が含まれている。また、立入検査結果等については、廃棄物処理法第19条第1項及び大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号。）第53条第1項の規定に基づき立入検査を行った際の復命書及び廃棄物処理法第18条第1項の規定により徴収した報告書並びにこれに関連する情報が含まれている。これらは、条例第8条第1項第4号に規定する府の機関が行う取締り、監督、立入検査等の事務に該当する情報を含むものであり、ア（ア）の要件に該当する。

c a (b) の要件について

次に、本件行政文書に記載されている情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて、検討する。

条例の解釈運用基準によれば、「事務の目的が達成できなくなる」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても期待どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいい、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になることなどをいうとされている。

また、「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるとされている。

立入検査結果等について、任意の事情聴取は、情報提供者との信頼関係が不可欠であり、情報を公開することにより、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になるおそれがあると考えことから、実施機関の主張は理解できる。

また、簿冊内一覧等について、事業者があらかじめ照会先を想定して違反行為を行うことが想定される場合は、「法的保護に値する蓋然性がある場合」に該当すると考える。

(ウ) 条例第9条第1号について

a 条例第9条第1号は、

- (a) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

- であって、
- (b) 特定の個人が識別され得るもののうち、
 - (c) 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの
 - (d) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- に該当する情報が記録された行政文書については、公開してはならないと規定している。

立入検査結果等のうち、個人の住所、氏名、電話番号等については、個人のプライバシー保護の観点から、公開してはならない情報であり、実施機関の主張のとおりである。

(2) 結論

以上から、本件行政文書について、実施機関が条例第13条第1項の規定に基づき行った本件決定は、妥当であると考えます。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件審査請求の争点について

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は以下のとおりである。

- (1) 簿冊内文書一覧等のうち、非公開とした情報について、条例第8条第1項第1号若しくは第4号又は第9条第1号に該当し、非公開妥当といえるか否か（以下「争点1」という。）。
- (2) 立入検査結果等のうち、非公開とした情報について、条例第8条第1項第1号若しくは第4号又は第9条第1号に該当し、非公開妥当といえるか否か（以下「争点2」という。）。
- (3) 別紙記載の公開しない理由は、本件決定を取り消さなければならない程度の不備があるといえるか否か（以下「争点3」という。）。
- (4) 本件決定において非公開とした情報は、条例第8条第1項第1号に規定する例外公開情報に

該当するといえるか否か（以下「争点4」という。）。

なお、審査請求人は、これらとは別に本件決定が憲法（昭和21年憲法）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、地方公務員法及び大阪府職員基本条例に違反するとの主張並びに「（1）この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行審法第5条の規定により大阪府知事に審査請求をすることができます。」との誤った教示があったが、その訂正も救済も審査請求人は受けられていないとの主張をしている。しかし、これらについては本件決定の内容的な瑕疵があることに直結するものではないから、本件決定に対する当審査会の判断に影響しない。

3 争点に係る審査会の判断について

（1）条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

（2）条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正か

「適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

(3) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報等が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

さらに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」についても公開してはならない旨定めている。これは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報については公開してはならないことを定めたものである。

例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要がある。

(4) 争点1について

諮問実施機関が当審査会に諮問した後に行われた諮問実施機関説明後に、当審査会は当審査会事務局職員をして実施機関に簿冊内文書一覧等を再度、悉皆調査（以下「再調査」という。）するように指示をしたところ、公開すべき情報を非公開としていたものがあることを実施機関

において確認した。このため、令和元年11月に実施機関及び諮問実施機関は、事務局職員に再調査後に公開すべきと判断した情報については、審査請求人の主張を争わず認める旨伝え、事務局職員は、同月26日開催の当審査会にその旨報告した。実施機関がその後も非公開を維持し、争うとした情報は別表1-1のとおりである。そこで、条例第8条第1項第1号又は第4号に該当すると判断し、非公開としていたが、再調査後に実施機関がこれらの条項に該当しないと判断して公開することとした情報については、当審査会としても公開妥当とした。

また、条例第9条第1号に該当すると判断し、非公開としていたが、再調査後に実施機関が同号に該当しないと判断して公開することとした情報がある。この情報については、別表1-2のとおりである。同号は公開を禁止するものであるため、そのまま公開妥当とするのではなく、当審査会で当該情報が同号に該当するか否か、公開妥当か否かについて審査し、判断することとした。

簿冊内文書一覧等の、非公開妥当性については、これらを前提に判断することとし、当審査会の判断は、別表1-1及び別表1-2の審査会の判断の欄のとおりである。

(5) 争点2について

当審査会は、立入検査結果等のうち、非公開とした文書について、条例第8条第1項第1号若しくは第4号又は第9条第1号に該当し、非公開妥当といえるか否かについては、別表2-1、別表2-2及び別表2-3の方針で判断し、個別の判断は別表3-1及び別表3-2の審査会の判断の欄のとおりである。

なお、審査請求人は、前記第四3(3)アのとおり「処分庁は『第三者8名に対して意見書の提出依頼を』し、その内『5名から実施機関に対し、本件行政文書の一部について反対する旨の意見書の提出が』あった。とする。まず8名中5名ではなく1件に対し、それぞれ5名が反対、3名が容認である。とすると3名は容認しているのであるから、この3名の部分に関しては開示されるのが当然である。」と主張するので、この点について以下検討する。

令和2年5月に当審査会が当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は事務局に次のとおり説明した。第三者8者のうち5者から実施機関に対し、公開することについて全部又は一部反対する旨の意見書が提出され、残り3者からは意見がなかったが、意見がなかったというのは、意見書の提出がなかったという意味であり、うち2者からは電話で会社名や個人情報が非公開であれば意見がないということであった。また、残りの1者は、会社を解散したので対応できない、今後電話してほしい旨述べたことを確認したということであった。解散したことが事実であれば、当該法人の情報は、条例第8条第1項第1号の法人の正当な利益を害するものとは認められないが、同年9月に当審査会が当審査会事務局職員に当該会社の履歴事項全部証明書を取得させたところ、解散の事実を確認できなかった。

これらのことから、これら3者の情報について公開することを、3者が容認しているとの審査請求人の主張は採用できない。

(6) 争点3について

審査請求人は、前記第四2(2)イ、ウ及びエ(ア)並びに3(3)イ及びエ(ア)記載のとおり本件決定に記載された公開しない理由が不備である旨主張するので、この点について以下検討する。

ア 理由の付記を求めている条例第13条第3項第1号の規定の趣旨は、公開請求に係る行政文

書の全部を公開しないとき又は行政文書の一部を公開する旨の決定をした場合、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えるというものである。このような同号の趣旨に鑑みれば、非公開決定をしたときに提示すべき理由としては、その通知書に、非公開とした理由を客観的に理解できるように可能な限り具体的に明記しなければならない。

よって、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然に知り得るような場合は別として、同号に定める理由付記としては不十分である。

イ これを本件決定についてみると、非公開部分は多数の箇所に及んでいるところ、各非公開部分のほとんどの部分について、別紙の「公開しないことと決定した部分」欄の記載である「法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地、電話番号、事業に係る内容、契約に係る詳細情報、経営状況、印影、メールアドレス、法人を特定し得る情報・関係者に対する任意の事情聴取内容、府の調査における協力機関の情報・個人の氏名、住所、電話番号、肖像、行動の記録、思想・信条、個人を特定し得る情報」のいずれに該当するのか判然としない上、各非公開部分と別紙の公開しない理由との対応関係も示されておらず、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えるという同号の趣旨を十分満たしているか疑義のあるところである。

しかしながら、条例第8条第1項第1号若しくは第4号又は第9条第1号の定め自体、非公開事由を相当程度具体化、類型化していること、本件決定に記載された非公開理由は、これら各号の文言をそのまま引用したのではなく、さらに非公開事由を可能な限り特定していること、具体的な内容を記載することは、非公開とすべきものと判断した情報を事実上公開することにつながることを考慮すれば、別紙記載の公開しない理由は、本件決定を取り消さなければならない程度の不備があるとまでは言えない。

(7) 争点4について

審査請求人は、前記第四2(2)ア、イ及び3(3)イのとおり審査請求人が求めている情報は、例外公開情報に該当し、速やかに公開されるべきと主張するが、条例第8条第1項第1号所定の例外公開情報とは、「人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報」であるが、当審査会において本件行政文書を見分したところそのような情報は存在しなかった。

よって、本件決定において非公開とした文書は、条例第8条第1項第1号に規定する例外公開情報に該当するとする審査請求人の主張は採用できない。

4 付言

今後、実施機関は条例に基づき、決定通知を行うにあたっては、請求者に対し、正確で理解しやすい記載を行うよう努めなければならない。

(1) 本件決定に記載された公開しない理由については、前記3(6)のとおり不十分なものであり、処分段階で非公開情報ごとにその理由の適用の基礎となった事実関係について、公開請

求者が具体的に知り得る程度に特定して理由を記載すべきである。

- (2) 本件決定に付記された教示文は、行審法による法改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条に基づくものであるから明らかに誤ったものであり、正確な記載に努めなければならない。

5 結論

以上のおりであるから、「第一 審査会の結論」のおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、井上 理砂子、高橋 明男、中井 洋恵、池田 晴奈、久末 弥生